

令和 7 年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科における二次募集について

1 募集定員

学 科	募 集 定 員
水産工学科	2 人
情報通信科	4 人

2 志願資格

専攻科への入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる志願資格に該当する者とする。

学 科	志 願 資 格
水産工学科	次の 1 から 3 までの全てに該当する者 1 水産・海洋系高等学校を卒業した者又は令和 7 年 3 月 31 日までにこれらの高等学校を卒業する見込みの者 2 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）に規定する機関に関する科目及び執務一般に関する科目について合計 17 単位以上を修得した者又は令和 7 年 3 月 31 日までにこれらの科目について合計 17 単位以上を修得する見込みの者 3 総トン数 300 トン以上で出港地又は寄港地から 2,000 海里以遠の区域で従業する実習船でかつ国土交通大臣が適当と認める練習船による乗船履歴を 2 月以上有する者又は令和 7 年 3 月 31 日までにこれを有することとなる見込みの者
情報通信科	次の 1 から 3 までのいずれかに該当する者 1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和 7 年 3 月 31 日までにこれらの学校を卒業する見込みの者 2 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は令和 7 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者 3 学校教育法施行規則第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和 7 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者

3 募集期間及び受付時間

募 集 期 間	受 付 時 間
令和 7 年 3 月 4 日(火) 及び 5 日(水)	3 月 4 日(火)は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで 3 月 5 日(水)は午前 9 時から正午まで

4 志願手続

志願者は、入学検定料を納付した上、神奈川県立海洋科学高等学校の校長（以下「校長」という。）に次の(1)から(6)までに掲げる書類を提出するものとする。ただし、令和 7 年 3 月 31 日までに神奈川県立海洋科学高等学校（以下「海洋科学高校」という。）を卒業する見込みの者については、(2)、(4)、(5)及び(6)に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 入学願書

- (2) 出身高等学校若しくは出身中等教育学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書、12年の学校教育の修了証明書若しくは修了見込証明書又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることを証明する書類（高等学校卒業程度認定試験の「合格（見込）成績証明書」等）
- (3) 調査書
- (4) 健康診断に関する証明書（公立病院、保健所又は学校医により、令和6年10月1日以降に作成されたもの。診断の項目については、校長が別に定める。）
- (5) 乗船履歴を証明する書類（情報通信科への志願を除く。）
- (6) 写真1枚（大きさ 縦4.0センチメートル×横3.0センチメートル）

5 選抜の方法

校長は、選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）の成績及び志願者から提出された書類を総合評価して、入学者の選抜を行う。

- (1) 学力検査の期日及び場所は、次表のとおりとする。

学力検査の期日	学力検査の場所
令和7年3月11日(火)	海洋科学高校

- (2) 学力検査の科目は、次表のとおりとする。

学 科	学 力 検 査 の 科 目
水産工学科	船舶運航（機関）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目
情報通信科	無線技術に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目

備考

※ 船舶運航（機関）に関する科目は、規則に規定する機関に関する科目及び執務一般に関する科目の内容とする。

※ 無線技術に関する科目は、電気理論、移動体通信工学及び海洋通信技術（法規に関する分野）の内容とする。

- (3) 学力検査の科目の時間割は、次表のとおりとする。

学科 時間	水産工学科	情報通信科
9：20～9：50	船舶運航（機関）に関する科目	無線技術に関する科目
10：10～10：40	数学Ⅰ	数学Ⅰ
11：00～11：30	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ

6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次表のとおりとする。

発 表 の 日 時	発表の場所
令和7年3月14日(金)午前10時	海洋科学高校

7 入学許可

- (1) 入学の許可は、合格者に校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 校長は、志願又は学力検査に際して不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り

消すものとする。

8 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 校長は、前記(1)の手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、専攻科の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育長が別に定める。